

SAPP_U RO



「地方税の税制優遇」検討における 基本的考え方（案）概要版

令和6年(2024年)10月

札幌市グリーン TRANSFORMATION 推進室
北海道経済部ゼロカーボン推進局

(1)有識者懇談会の開催状況

- ・令和6年7月29日「地方税の税制優遇」検討懇談会（第1回）開催
- ・令和6年8月27日「地方税の税制優遇」検討懇談会（第2回）開催

■有識者：

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| ・石井 一英 北海道大学教授 座長 | ・石嶋 芳臣 北海学園大学教授 |
| ・高田 聰 北海道経済連合会 専務理事 | ・今井 光明 トヨタ自動車北海道(株)代表取締役専務 |
| ・金子 忠裕 (株)三井住友銀行 理事 | ・宇野 二朗 北海道大学 教授 |
| ・中村 研二 釧路公立大学 教授 | |

《第1回懇談会における有識者からの主なご意見》

- ・規制緩和、補助金、政策金融、人材育成などを踏まえ総合的に考えるべき
- ・地元雇用も大事だが、高度人材の集積には道外からの誘致も重要ではないか
- ・対象とする9つの事業のほかに、今後追加できるよう柔軟な対応が必要ではないか
- ・どのような金融事業者を誘致するのか、ターゲットの整理が必要ではないか
- ・措置期間の10年の期間は、対象で変えた方が良いのではないか

《第2回懇談会における有識者からの主なご意見》

- ・自然と共生する北海道らしいGX事業を対象とする視点を持ってほしい
- ・グリーンウォッシュなど偽物のGXがあるため見極めるチェック体制が必要
- ・10年という期間は業種によっては長すぎるのではないか、という意見も理解できるが、一方、他地域との競争力も大事。また、業種によって期間を分けると制度が複雑化するので、シンプルな制度とする観点から提示された9つの分野全てにおいて10年とすることは妥当

(2) 対象とするGX事業・金融系事業について

《GX事業》

- 国が基本方針で示した22分野（国際競争力向上に資するGX事業）のうち、TSHで取り組む「8つのGXプロジェクト」と北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に定める「新エネルギー」を対象とする。

《金融系事業》

- GX関連事業へ資金等提供や、その円滑化・効率化等に寄与する技術やサービスの提供（フィンテック）を行う金融系事業を「GX産業集積に資する金融系事業」として対象とする。

「8つのGXプロジェクト」の分野

①洋上風力関連産業

②合成燃料(SAF等)

③水素

④蓄電池

⑤次世代半導体

⑥データセンター

⑦海底直流送電

⑧電気及び水素運搬船

「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に規定するエネルギー分野

新エネルギー

- 太陽光、風力、水力、雪氷又はバイオマス（生物体をいう。）を利用して得られるエネルギー、太陽熱、地熱その他の環境への不可が少ないエネルギー
- 工場、変電所等から排出される熱、廃棄物を利用して得られるエネルギーその他のエネルギー又は物品を再利用して得られるエネルギー
- エネルギーの利用の効率を向上させ、又は環境への負荷を低減させるエネルギーの利用形態

資金提供

GX関連事業への資金等提供

：温室効果ガス排出量削減、エネルギー効率改善、再エネ活用など、GX関連事業への資金提供

フィンテック

：証券投資、融資、決済、保険等にAI、ブロックチェーンなどデジタル技術を用いて金融サービスを提供する事業

(3)対象事業者と税目について

- 対象GX事業者は、道外から道内（札幌市税適用は市内）に進出する事業者だけでなく、道内事業者（札幌市税適用は市内事業者）も対象とする。
- 対象金融系事業者は、札幌市で新たに事業を実施する事業者を対象とする。
- 対象税目（市税）は、法人市民税、事業所税、固定資産税、都市計画税とする。

事業者の具体的な範囲・条件	対象税目							
	道税				札幌市税			
	法人 道民税	法人 事業税	道固定 資産税※1	不動産 取得税	法人 市民税	事業所税	固定 資産税	都市 計画税
GX	I 道内（札幌）で事務所や工場などを新設又は増設する事業者（設備投資を対象）	×	×	○	○	×	×	○
	II 道外から道内（札幌）に進出する事業者	○	○	設備投資を行う場合 対象	設備投資を行う場合 対象	○	○	設備投資を行う場合 対象
	III 道内（札幌）で創業する事業者	○	○					
	IV 道内（札幌）で新分野・新事業として参入する事業者	○	○			○	○	○
金融	V 道内（札幌）のスタートアップ事業者（設立から5年以内で先進的な事業を行うと承認された事業者）	○	○	設備投資を行う場合 対象	設備投資を行う場合 対象	○	○	設備投資を行う場合 対象
	VI 道外から札幌に進出する事業者	○	○	×	×	○	○	×
	VII 札幌で創業する事業者	○	○	×	×	○	○	×
	VIII 札幌で新事業として参入する事業者	○	○	×	×	○	○	×

※1 大規模償却資産に発生する固定資産税

(参考)優遇期間・税率・制度期間について

※第2回懇談会資料より抜粋
考え方(案)は今後整理。

- 他都市の事例等を鑑み、またGX事業の特性として、事業着手に多額のコストがかかること、事業の予見可能性が低く、収益化までに長期を要することから、中長期的な支援が必要。以下の3案で検討する。

税目	道税	法人道民税・法人事業税・道固定資産税	不動産取得税
	市税	法人市民税・事業所税・固定資産税・都市計画税	
優遇期間・税率	案1	10年間 (最大全額控除)	取得時 全額控除
	案2	10年間 (1~5年間最大全額控除、6~10年間最大2分の1控除)	
	案3	5年間 (最大全額控除)	

- 国の「GX実現に向けた基本方針」は、2032年度までのロードマップの位置づけとなっており、国の政策との連動性を図る観点から、本税制優遇の制度実施期間を2032年度までとし検討する。

《期間のイメージ》

2032年度

2041年度

